

第三期中期目標期間 業務実績評価方針及び評価方法について（案）

1 効率化による負担の軽減と、的確で効果的な評価の実施

（1）業務実績報告書について

- ・年度計画に係る実績（大項目、小項目）と特記事項の記載の整理 など

（2）評価書について

- ・全体評価と項目別評価（評定説明）の記載重複する記載内容の整理、大項目の整理など

2 評定についての考え方

（1）全体評価について

（2）項目別評価について

- ・都の他の地方独立行政法人については5段階で評定
国立大学法人はこれまでの5段階から第3期は6段階に（自己評価は4段階）
- ・法人の自己評価の段階（S A B Cの4段階）についても検討

3 分科会の運営

- ・法人からのヒアリング等の実施方法、キャンパス視察の頻度、学生や教職員との意見交換など

4 地方独立行政法人法の改正（平成30年4月施行）への対応

- ・第3期の国立大学法人と同様に、4年目終了時の「見込評価」が導入
→中期目標期間実績の見込評価結果を受けて、組織・業務全般の検討や次期中期目標の策定を実施する流れとなる。